

平成 22 年 9 月 22 日

株主の皆さまへ

協和医科ホールディングス株式会社

第 1 期期末配当金について

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、本日開催の第 1 回定時株主総会において、第 1 期期末配当金のお支払いを実施することを決議し、平成 22 年 9 月 24 日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、今回お支払いいたします配当金は、全額「資本剰余金」を配当原資とするため「資本の払戻し」に該当いたします。そのため、「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等について、ご案内させていただきます。

今回の配当金は、所得区分が、「配当所得（みなし配当）」部分と「みなし配当以外」の部分に分かれ「みなし配当」部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。一方、「みなし配当以外」部分については、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご注意ください。

株主の皆さまが保有しておられる当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後の当社株式の売却による譲渡所得税額の計算については、以下に記載の「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、大変お手数ですが、お取引の証券会社または最寄りの税務署等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

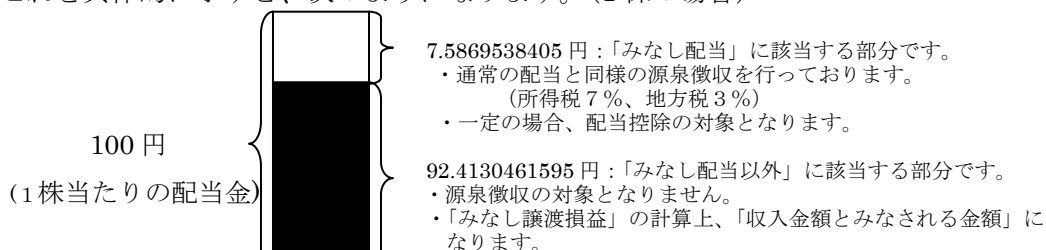
敬 具

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第 24 条、第 25 条）

●今回の当社の資本剰余金を原資とする配当金は、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。この配当金は、税法の規定に従い「みなし配当」と「みなし配当以外」で構成されます。「みなし配当」の部分については、所得税等の源泉徴収をさせていただいております。また、「みなし配当以外」の部分については、「みなし譲渡損益」が発生します。

●これを具体的に示すと、次のようになります。（1 株の場合）



(2) みなし譲渡損益について (租税特別措置法 第 37 条の 10)

●税法の規定に従い、株主の皆さまには当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。

●「みなし譲渡損益」は、譲渡所得等に該当します。算出方法は、次のとおりです。

$$\text{みなし譲渡益} = \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得価額}$$

(注)

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額 (1株当たり 7.5869538405 円 × 所有株式数)
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.022)

●なお、具体的な税務上の取扱いについては、税務署や税理士にご確認ください。

(3) 取得価額の取扱いについて (所得税法施行令 第 114 条第 1 項)

●税法の規定により、株主の皆さまの当社株式の取得価額に調整が必要となります。

●調整式は次のとおりです。

$$\text{1株当たりの新しい取得価額} = \text{1株当たりの従前の取得価額} - \text{1株当たりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合 (0.022)}$$

●証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆さまの取得価額の調整については、お取引の証券会社にお問い合わせください。

●特定口座をご利用でない場合は、上記計算式により取得価額を調整いただく必要があります。

(4) 個人株主の皆さまへのご通知事項

所得税法施行令第 114 条第 5 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合)	0.022 (小数点以下 3 位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆さまへの通知事項

法人税法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第 24 条第 1 項各号に掲げる理由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成 22 年 9 月 22 日
みなし配当額に相当する金額の 1 株当たりの金額	7.5869538405 円 (小数点以下 10 位未満切り捨て)

法人税法施行令第 119 条の 9 第 2 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る法人税法施行令第 23 条第 1 項第 3 号に規定する割合)	0.022 (小数点以下 3 位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	88,378,500 円

2. ご相談・お問い合わせ先について

(1) 「取得価額の調整」について

お取引の証券会社、最寄の税務署または税理士等にご相談ください。

(2) 「税務申告」について

最寄の税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 「取得価額の調整」・「税務申告」等のご相談につきましては、同封いたしました「第1期期末配当金計算書」をご持参願います。

(4) その他一般的な事項について

日本証券代行 代理人部 電話 0120-707-843 (フリーダイヤル)

受付時間 平日午前9時～午後5時

以 上